

2021.9.13

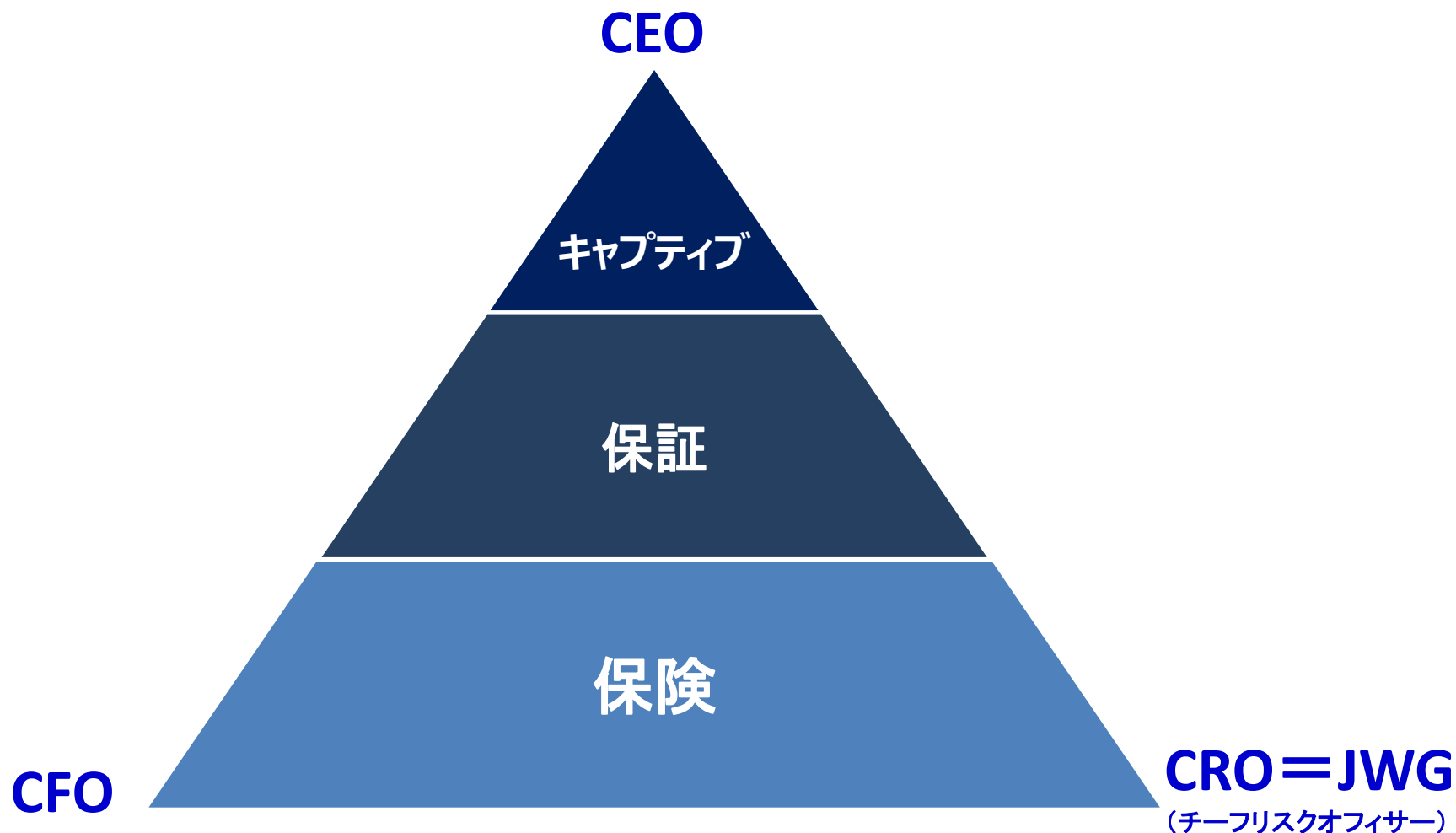
東京税理士会 日本橋支部 研修会

JWGホールディングス株式会社
ワランティビジネスジャパン株式会社
代表取締役 内山 範昭

第一部

大切な企業を守るため企業が抱えるリスクにどう備えるか

JWGが提供するリスクマネジメント



CROは、危機管理からリスクへの対応まで、多様化するリスクに対して
全社横断的な対策を一元管理する責任者です。

企業におけるリスクマネジメントのプロセス

リスクマネジメントの目的は、把握しうるリスクを全て自社の管理下に置くことにより、将来の不確実な損害の発生、もしくは損失を被る可能性を極力排除することにあります。その方法は一般的に以下のようなプロセスで行われます。



リスク分析の観点

財産損失リスク

火災・地震・風災害・盗難などによって、企業が所有している財産が損なわれるリスク。
特に地震や水害のような天災は、事業基盤に直接的な損害を与えるため、一旦発生すると復旧までに時間や金銭面で多大なコストを要することになります。

第三者賠償リスク

事業活動において第三者やその財産に危害を加えてしまった結果被るリスク。
事故によっては、長期化、高額化する可能性もあり、また近年では、第三者の財産に直接の危害を加えなかったとしても、経済的損失を与えたことで賠償義務を負うようなケースも増えています。

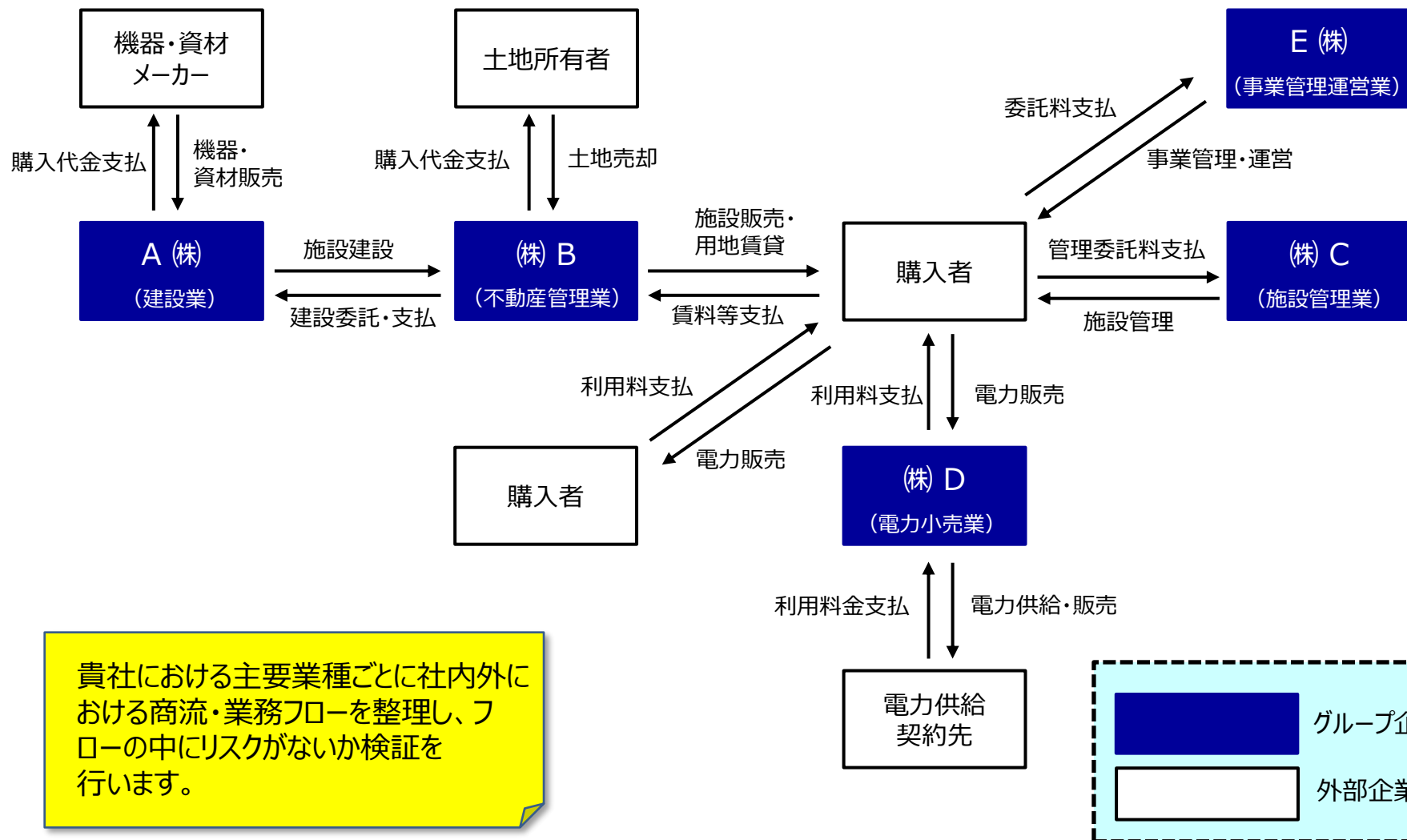
収益減少リスク

財産損失リスクに挙げた自然災害などで事業基盤が破壊された場合、事業停止期間中の売上が止まり、収入が断たれるなど、財産損失と同時に起こり得るリスク。
食中毒やコロナウイルスによる事業休止など企業経営に大きな影響を及ぼす可能性があります。

人的損失リスク

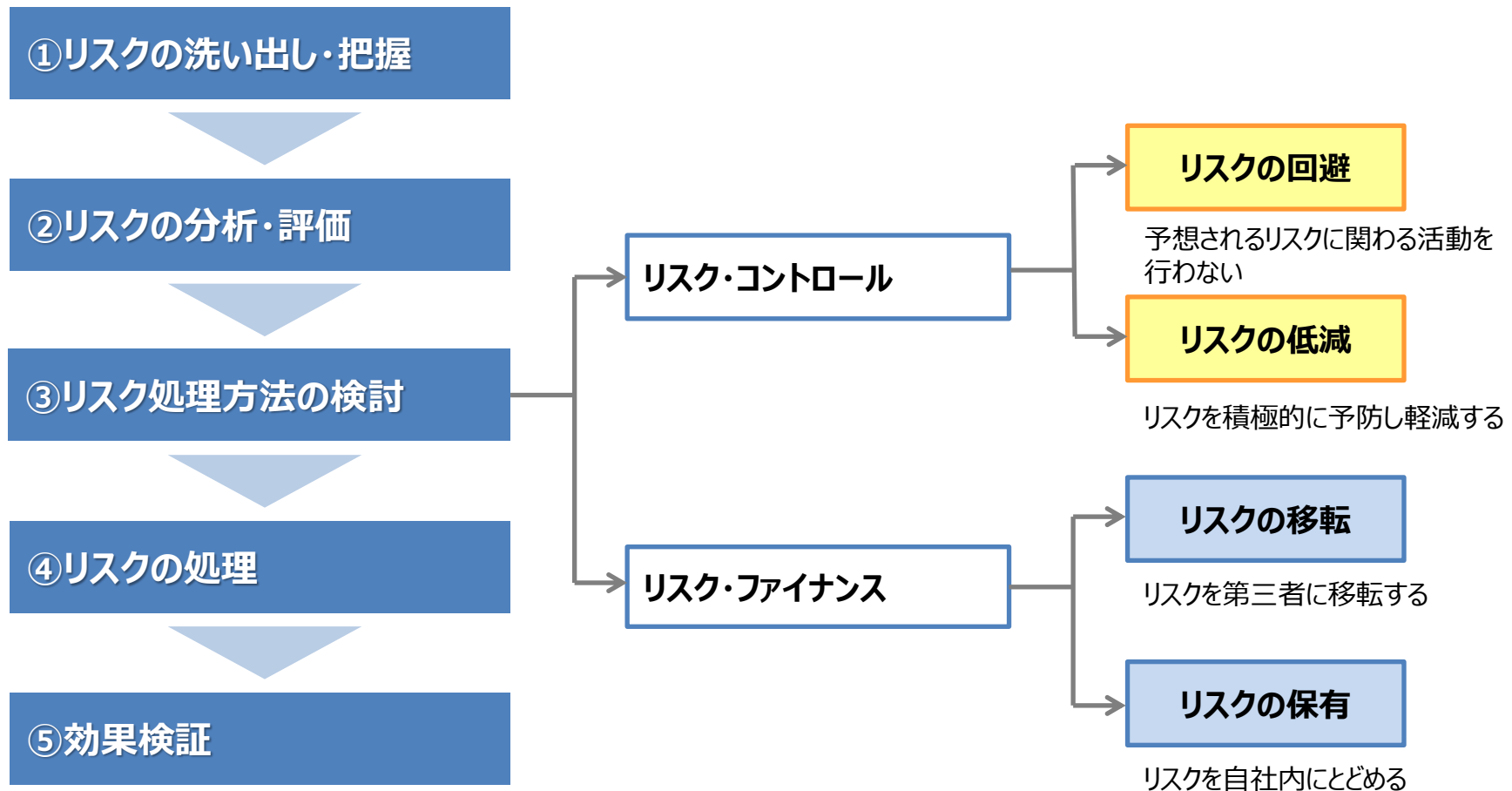
事業活動を行う上で不可欠な従業員の損失（労災など）に始まり、雇用関係上発生しうる、ハラスメント訴訟、労使問題、事業継承まで幅広く備える必要があります。

商流・業務フローにおけるリスクの検証

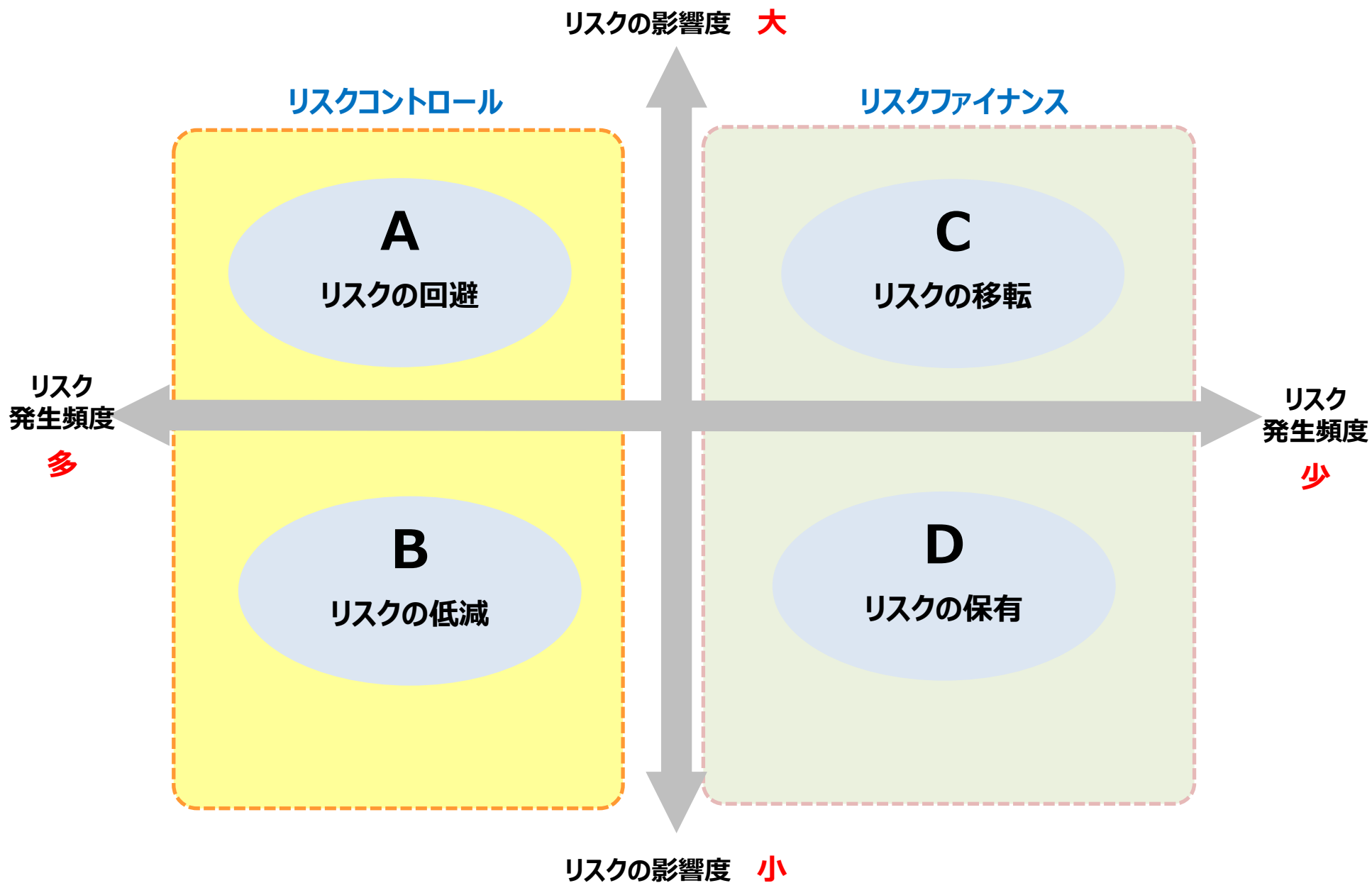


リスク処理の方法

リスク処理の方法には、リスク・コントロールとリスクファイナンスがあり、それぞれ一般的には2つの処理方法に分類されます。



リスク処理方法のマトリックス



リスク・コントロール

A : リスクの回避

リスクを引き起こす事業から撤退、もしくはその事業を縮小するなどの対策を取ること。
保有、移転、低減することによる利益に対してリスクの方が極端に大きい場合に有効。
ただし、本業の事業展開上、回避できないケースもある。

(例)

- ・インターネット不正侵入リスクに対し、外部との接続を断ちWeb上での公開を停止してしまう。
- ・水害などの被害が頻繁にあり、リスクが高いため、そのリスクの低い安全な場所と思われる場所に移転する、など。

B : リスクの低減

事業活動において改善運動を行ったり、安全対策設備を導入するなどして、リスク発生の可能性を下げること。

低減の対策には一定のコストを伴うことが多いため、リスクとリターンのバランスを検証する必要がある。

(例)

- ・ノートパソコンの紛失、盗難、情報漏えいなどに備えて保存する情報を暗号化する。
- ・工場ラインの中で事故発生の確率の高いラインの工程見直しを行い、再発防止策を講じる。

リスク・ファイナンス

C : リスクの移転

リスクの移転の代表例が保険。

汎用性の高いリスクには効果を発揮しやすいですが、保険での対策には限界もあります。

保険の仕組み

一定の事故や災害の発生率を大数の法則により算出し、そのリスクに応じた保険料を支払うことで保険会社にリスクを転嫁する仕組み。



ただ、保険も万能ではなく、限界も・・・

- 個別性の高い特殊なリスクについては組成が難しい。
- 巨大災害など、保険会社において引受られる限界があり、希望する十分な補償に加入することが難しい。
- 認可商品でもあり、ニッチマーケットやニューリスク対応に時間がかかる。

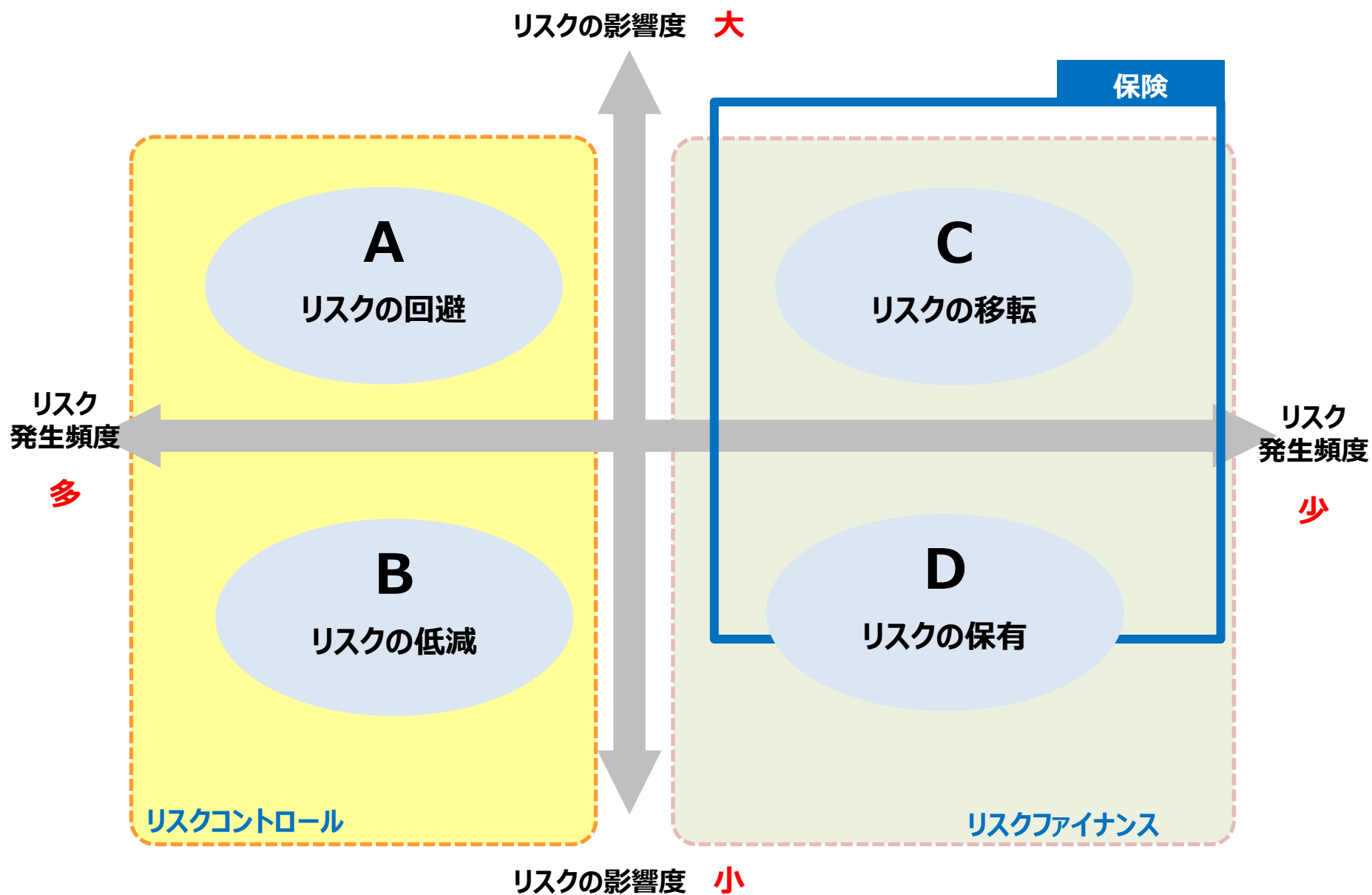
リスク・ファイナンス

D：リスクの保有

リスクの保有には以下の通り、いくつかの手法があり、それぞれ特徴がありますので、自社に適した対策を選択する必要があります。

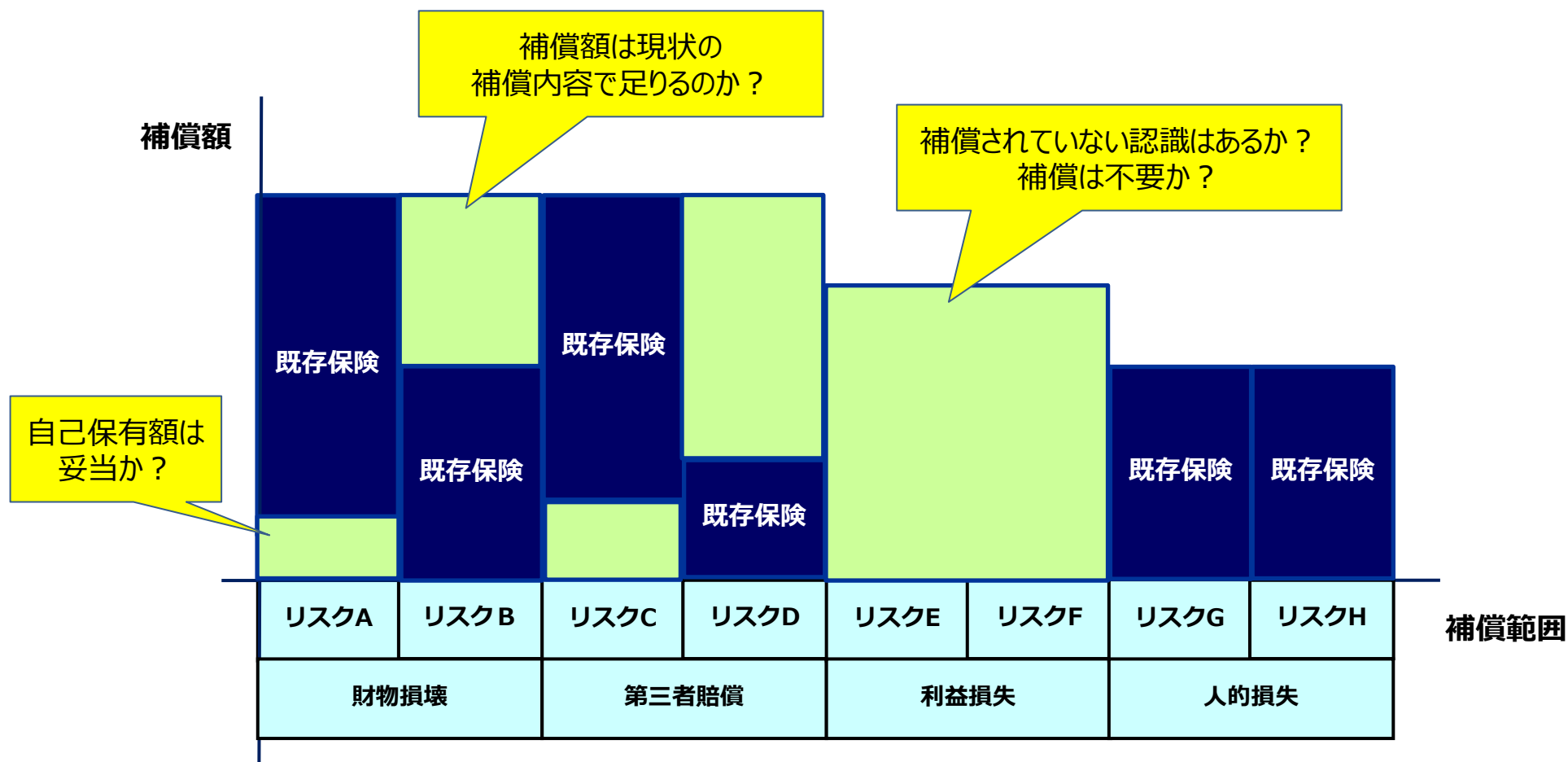
引当金	企業会計において将来発生する特定の費用や損失に備えるため、あらかじめ当期の費用として繰り入れて準備しておく金額のこと。ただし、引当金の多くは有税引当となる。
免責 (内部留保)	保険契約の際に、一定の金額まで自己負担する設定をしたり、一定の事象は対象外とすることで自社でそのリスクを抱えること。有事の際には、資産を取り崩して対応する必要があり、慎重に導入する必要がある。 内部留保に関しては、企業が生み出した利益から税金などの社外流出分を差し引き、社内に蓄積されたものを指す。
キャプティブ	親会社のリスクを専属で引き受ける保険子会社のことで、平均値よりも低いリスク集団を持つ企業が、保険会社の事業コストに左右されずに割安でリスクを処理することも可能。免責とは異なり、保険会社と協議してリスクシェアをすることが可能。 また引当金と違い、税引前の経費処理にて対策をすることが可能。

リスク処理方法のマトリックス

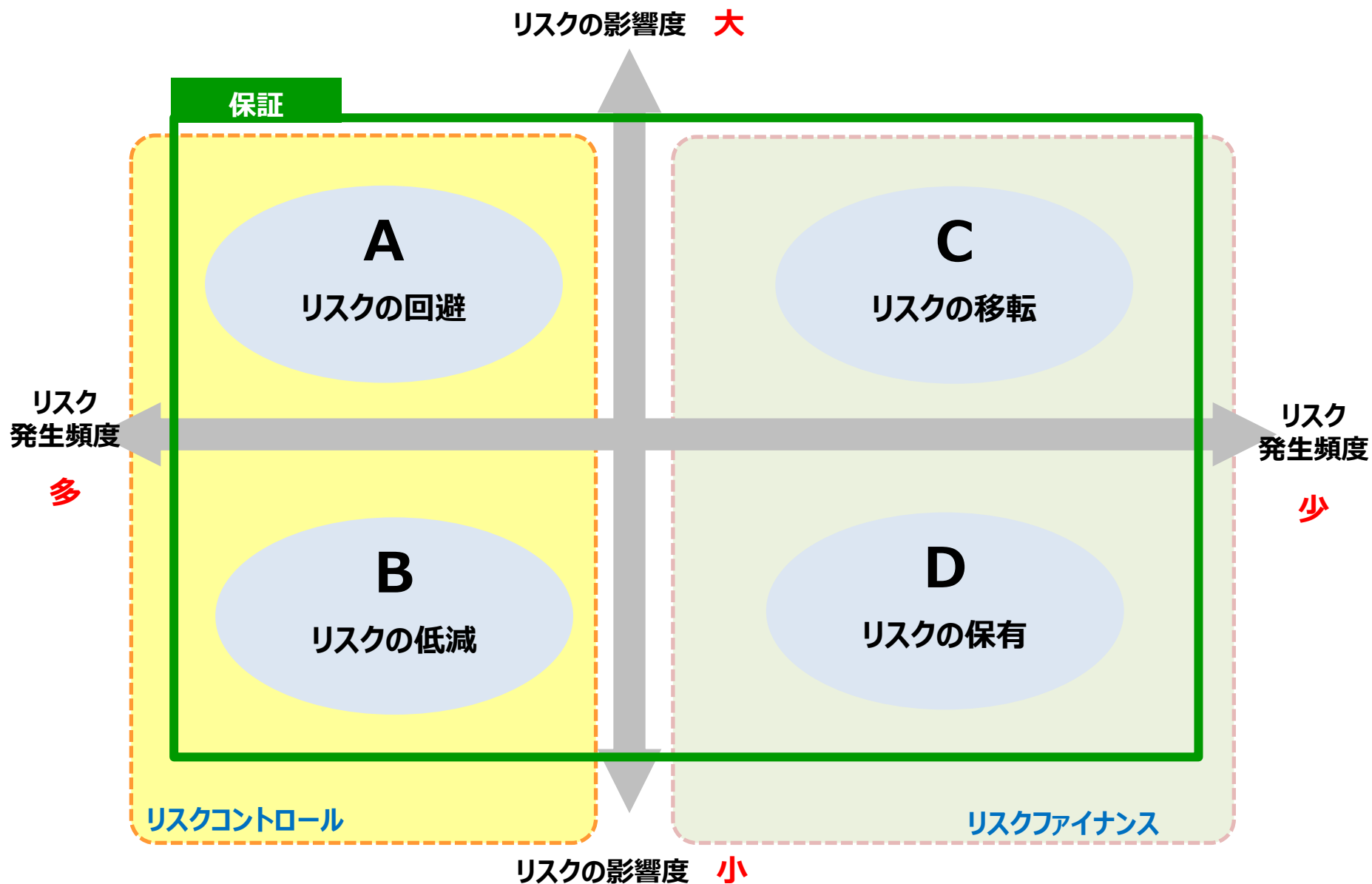


保険：自社のリスクと保険加入状況の確認

自社を取り巻くリスクを洗い出し、現在加入中の保険で適切に処理できているかを確認することが重要です。補償範囲と補償額がそれぞれ自社の考える通りになっているか？チェックする必要があります。



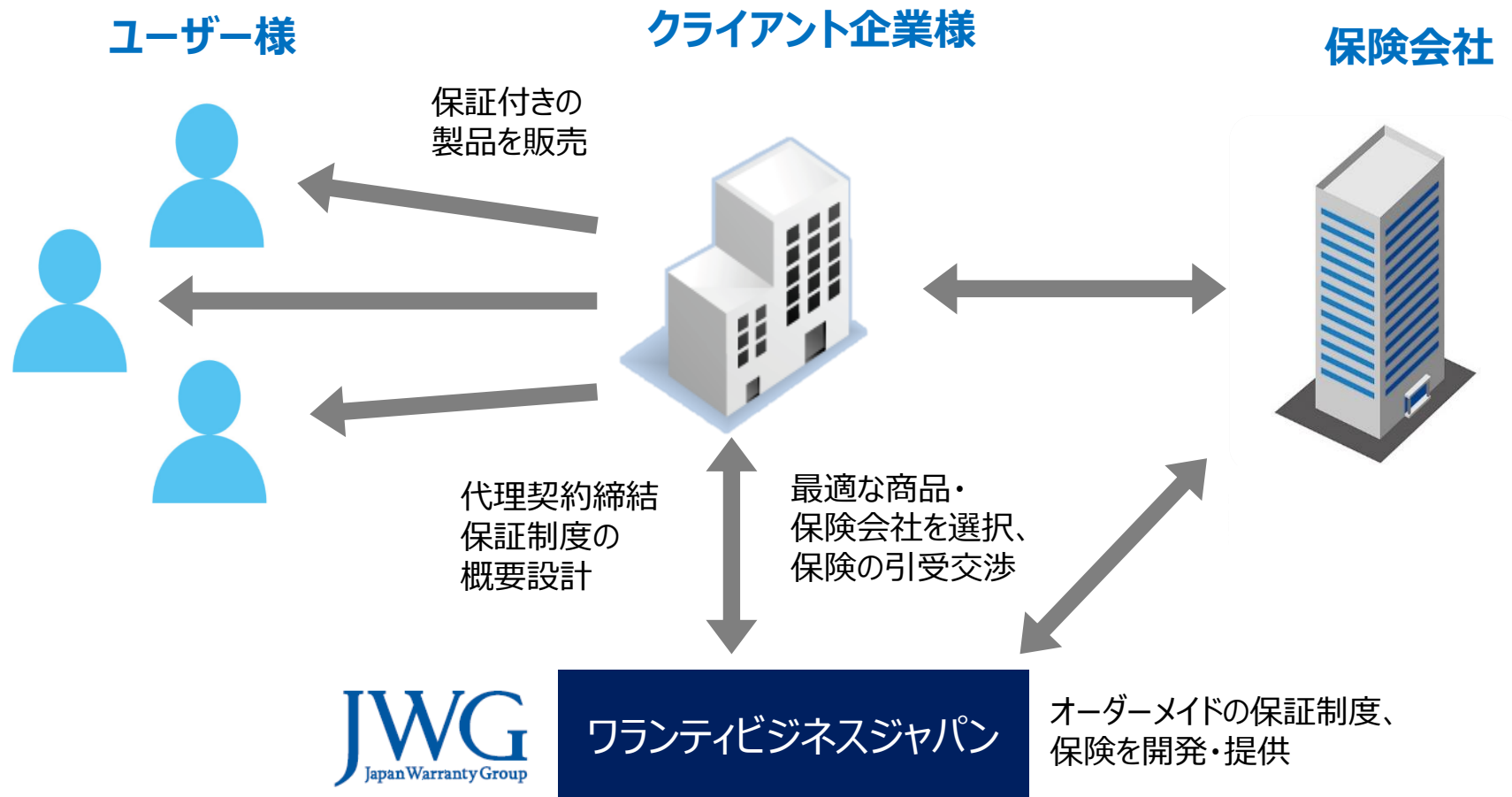
リスク処理方法のマトリックス



保証：保証制度の概要

自動車保険や生命保険など、汎用性の高いリスクは多数の法則に則って保険商品化しやすい分野と言えます。ただ、企業固有の製品保証や品質保証などの分野については、一般的な保険商品では対応しにくく、保証制度などで対策を取るのに適していると言えます。

保証については、リスク対策という観点だけでなく、自社の本業に寄与する顧客向けのマーケティングツールとしても活用できることから、そのカバーする範囲は非常に広いと言えます。



保証制度構築のメリット

商品の信頼性向上によるブランド力・販売力の強化

会社名、商品名が世間的に周知されていない場合、自社が商品・サービスの安心感、信頼感をアピールしても伝わりにくい。保証制度があることで、客観的に見た信頼感の向上に繋がりやすい。特に購買履歴のない新規ユーザーの心理的ハードルを下げる効果もあります。

エンドユーザーへのサービス拡充と新たな収益ビジネスの創出

自社の本業に付随するオリジナルサービスが提供できるため、同業他社、同種商品との差別化を図ることができます。

また事故データ・修理データ・クレーム、顧客属性等各種のデータを直接収集でき、そのビッグデータを活用することで商品開発等にスピーディに反映させることが可能になります。

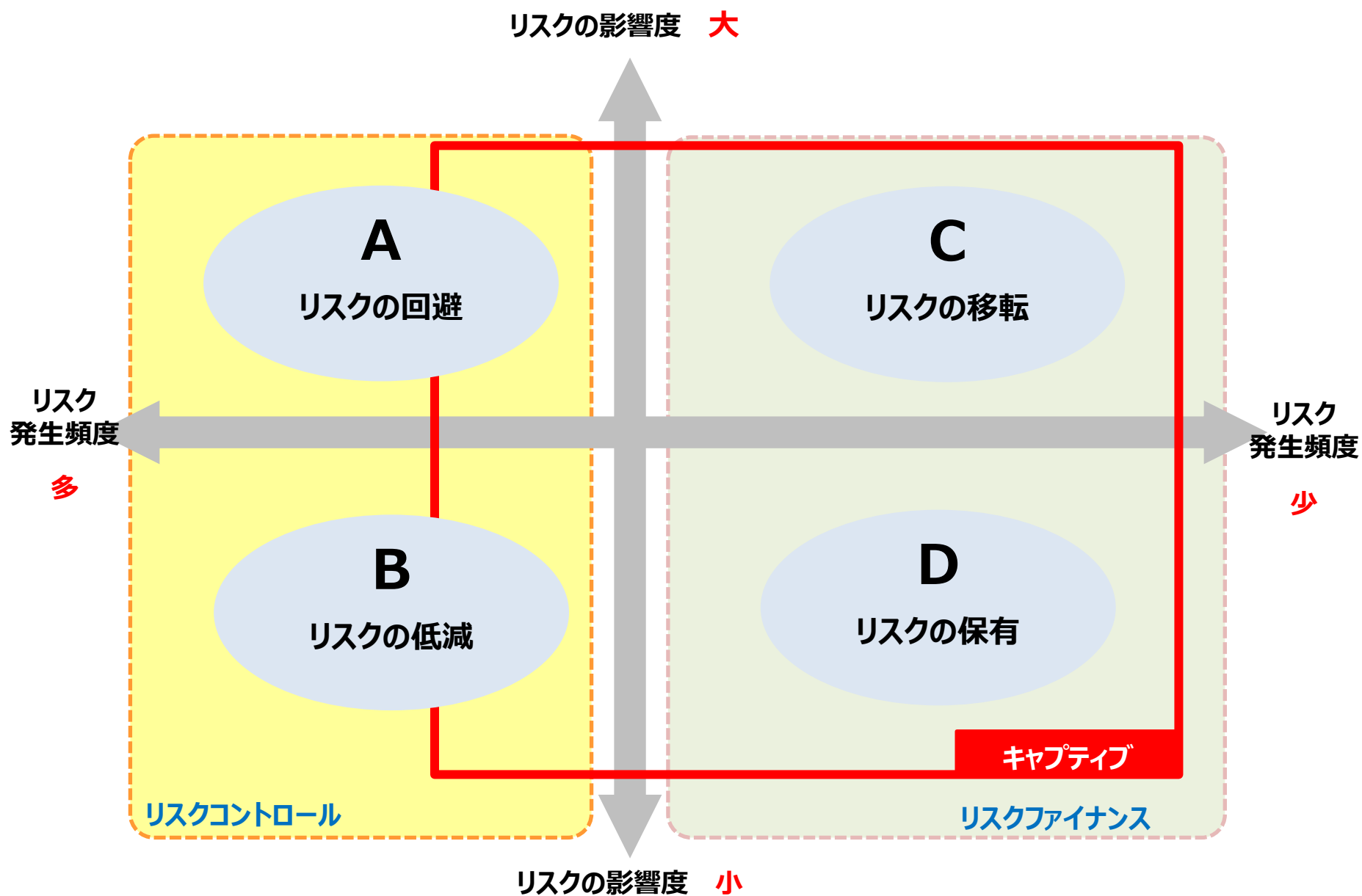
保証事業収益という新たな収益ビジネスを構築でき、同時に顧客の囲い込み、ロイヤリティ向上などの付随的効果も期待できます。

さらに、サービスを購入した後も継続的なユーザーとの繋がり（タッチポイント）ができます。

リスクの保有と移転が明確になる

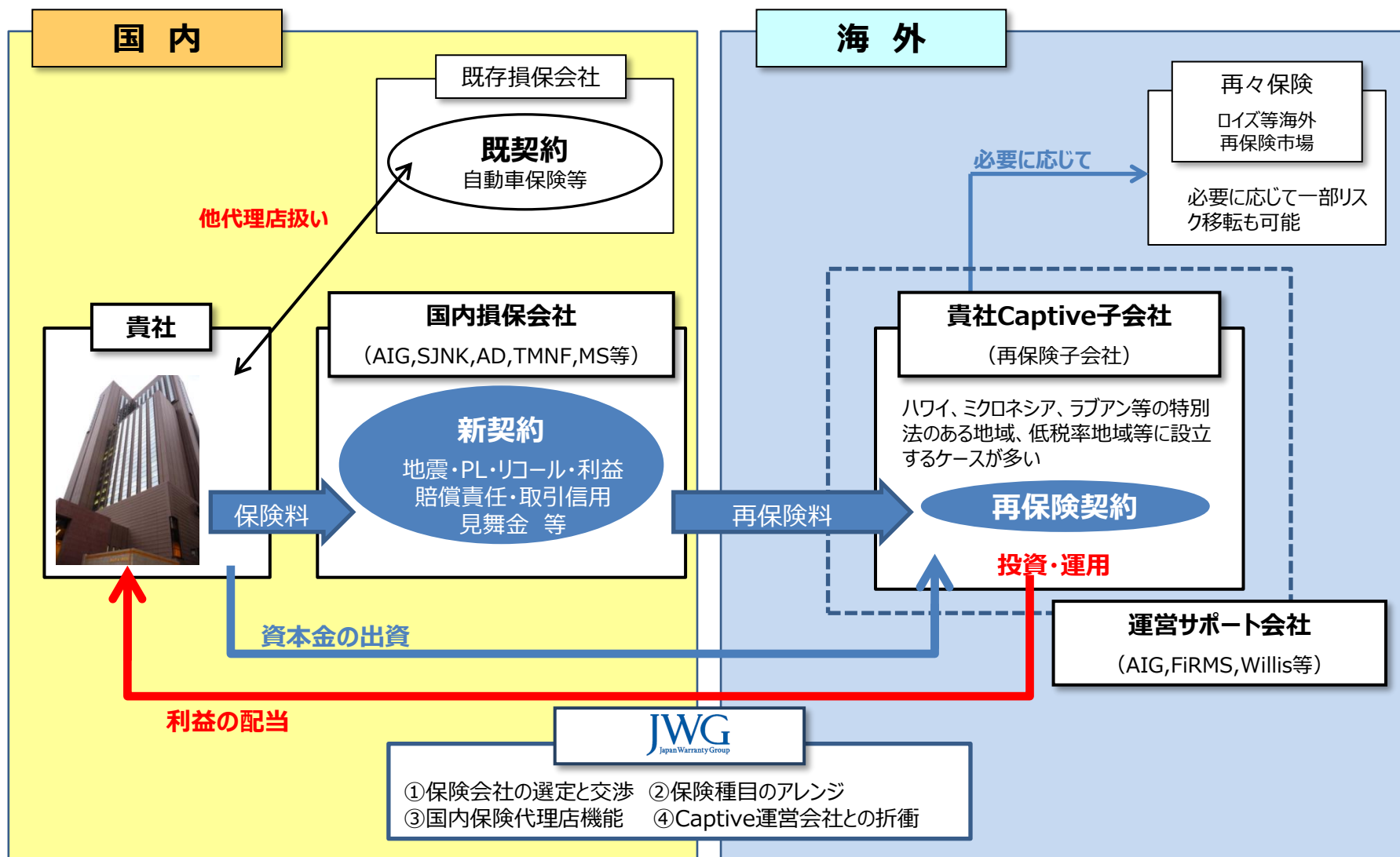
- ・従来保有していた保証債務を損金化・オフバランス化できます。
- ・保証内容・範囲を明確にすることで、これまでは事故があった際に自己資金で対応したり、引当するなどして保有してきた隠れ債務が明確になります。
- ・自社で保有するリスク、保険会社など第三者に移転するリスクが明確に認識できます。

リスク処理方法のマトリックス



キャプティブの概略

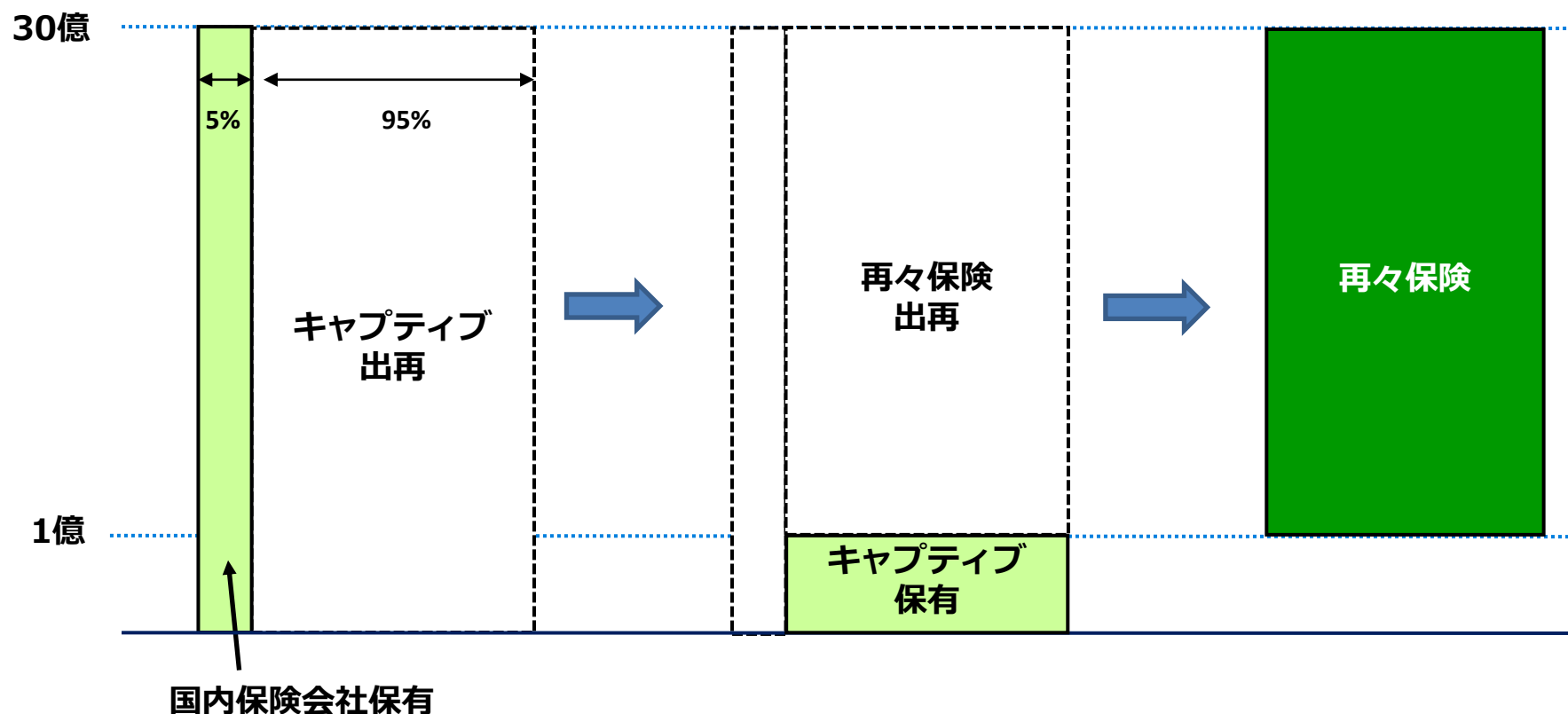
キャプティブとは、団体・企業が、自己または自己グループのリスク（保険）を引き受けるために海外に設立された保険子会社をいいます。このキャプティブ保険会社を、リスクマネジメントに活用いただきます。



キャプティブ：キャプティブ組成を視野に入れた保険プログラムの例

【地震保険の事例】

- ・掛け捨て保険としては、コスト高と判断されることの多い地震保険カバーをキャプティブ組成前提で検討。
- ・全体のリスクに支払限度額方式で一定の上限を設け、自家保有可能額（下記例では1億円）までの損害はキャプティブで保有。
- ・高額損害部分は海外再保険市場にて再々保険を手配



日本の主なキャプティブ設立企業

「化学」：花王、住友化学工業

「医薬品」：アステラス製薬、大塚製薬

「石油」：出光興産、JXホールディング

「電機」：日立製作所、アルプス電機、三洋電機、シチズン、セイコーエプソン、ソニー、横河電気

「機械」：クボタ、コマツ、ミネベア、矢崎総業、平和

「輸送機」：川崎重工業、ヤマハ発動機

「自動車」：トヨタ自動車、日産自動車、富士重工業、本田技研、ブリヂストン、タカタ、デンソー

「商社」：伊藤忠、兼松、住友商事、双日、豊田通商、丸紅、三井物産、三菱商事

「金融」：オリックス、武富士、日立キャピタル、フィンテックグローバル

「保険」：損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、三井住友海上、トーア再保険、銀泉、アドバンスクリエイト

「運輸」：近鉄ワールドエクスプレス、国際興業

「海運」：川崎汽船、商船三井、日本郵船、常石造船

「航空」：全日空、日本航空

「旅行」：近畿日本ツーリスト、日本旅行、東急観光

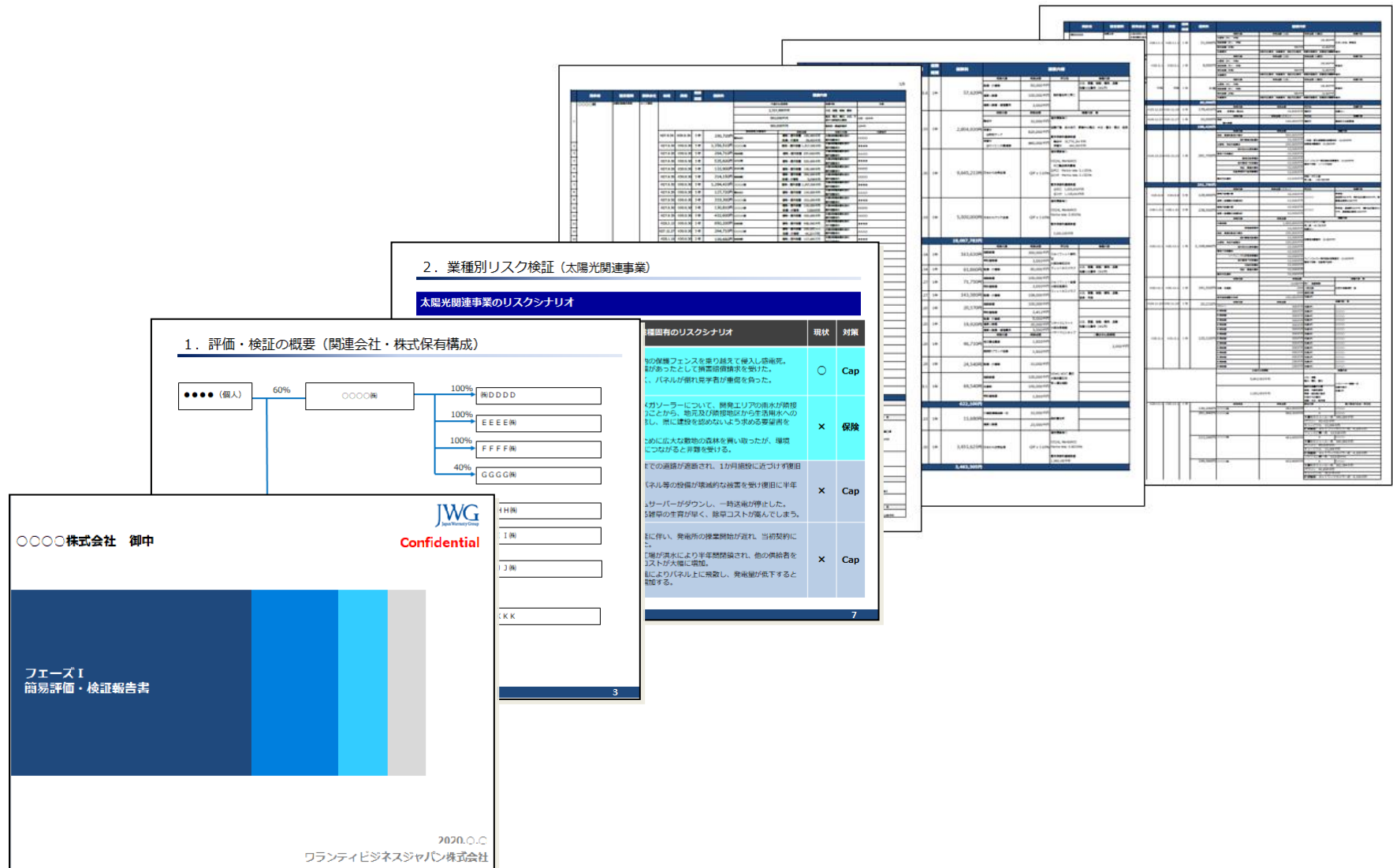
「住宅・不動産」：リロ・ファイナンシャル・ソリューションズ、タマホーム、大和リビング、サムシング、
地盤ネット、エイブル、ミニミニ

「その他」：日本たばこ産業、セコム、東京電力、YKK、NTTドコモ

企業におけるリスクマネジメントのプロセス



リスク分析：簡易評価・検証報告書



第二部

会計事務所のリスクマネジメントは万全ですか？

拡がる税理士賠償リスクにどのように対応するか？

税法が年々複雑化することに伴い、税理士業務に関する
損害賠償リスクがこれまで以上に高まっています。



こうした税理士の損害賠償リスクへの対策として、
「税理士職業賠償責任保険」が有効。



一方で、組織再編や相続・事業承継対策等といった
コンサルティング分野においては、より深い専門性が求められ、
税理士の専門家責任を問われる範囲も拡大傾向にあります。

このような増大したリスクに対する対策は万全でしょうか？

税理士職業賠償責任保険

税理士職業賠償責任保険パンフレットより

■ 対象となる税理士業務

税理士法規定		税賠保険で対象となる業務
(1)	税理士法第2条1項	税務代理
(2)		税務書類の作成
(3)		税務相談
(4)	税理士法第2条2項	上記(1)～(3)の業務に付随して行う業務のうち、財務書類の作成または会計帳簿の記帳の代行
(5)	税理士法第2条の2	裁判所における保佐人としての陳述
(6)	税理士法第48条の6	被保険者が税理士法人である場合、税理士法第48条の6の規定に基づいて委託を受けて行う事務

■ 補償内容（抜粋）

- 主契約で主としてお支払いの対象となるのは、税理士または税理士法人の過失により、納税者が過大申告・過大納付した事案です。
- 過少申告・過大還付請求事案は原則として対象外です。
（過少申告事案において、税理士または税理士法人の過失がなかったとしても納税者が納付しなければならなかった本税や過少申告加算税等については、保険金の支払いの対象となりません）

税理士職業賠償責任保険

税理士職業賠償責任保険パンフレットより

■ 支払限度額・免責金額

主契約タイプ	1型	2型	3型	4型	5型	6型	7型
1請求につき	500万円	1,000万円	3,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円
保険期間中	1,000万円	2,000万円	6,000万円	1億円	2億円	4億円	6億円

- 免責金額：1請求につき30万円

■ 任意加入できる特約

■ 事前税務相談業務担保特約

税理士業務より前段階において、顧客から受けた税務に関する相談に応じて行った顧客への助言・指導に起因して過大納付税額が発生し、損害賠償請求を提起された場合に法律上の賠償責任を負担したことによって被る損害に対して保険金を支払います。

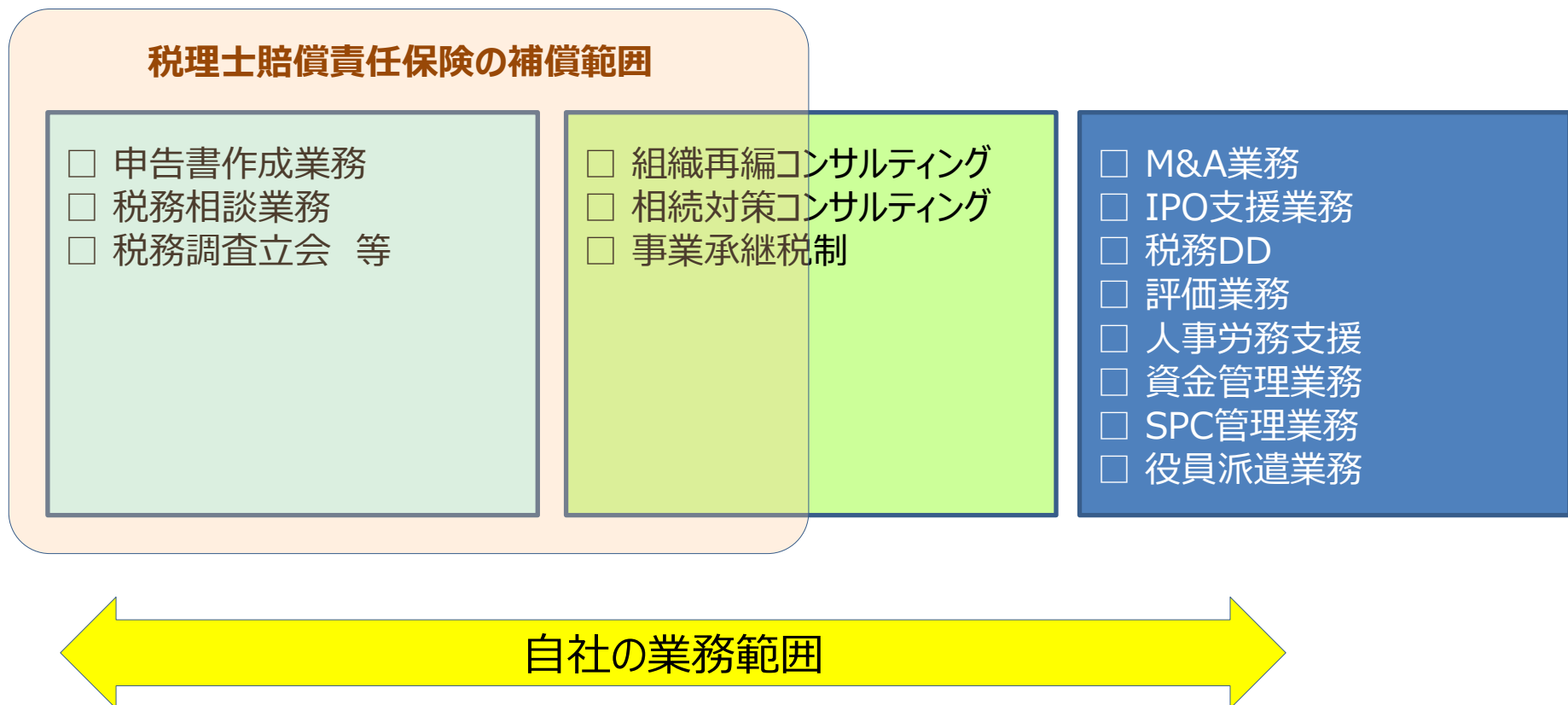
■ 情報漏えい担保特約

情報の漏えいまたはそのおそれにより生じた損害に対して保険金を支払います。

- ・税理士業務を遂行するにあたり発生した情報の漏えいまたはそのおそれに起因して損害賠償責任を負担することによって被る損害。
- ・その対応のために負担する各種費用損害。

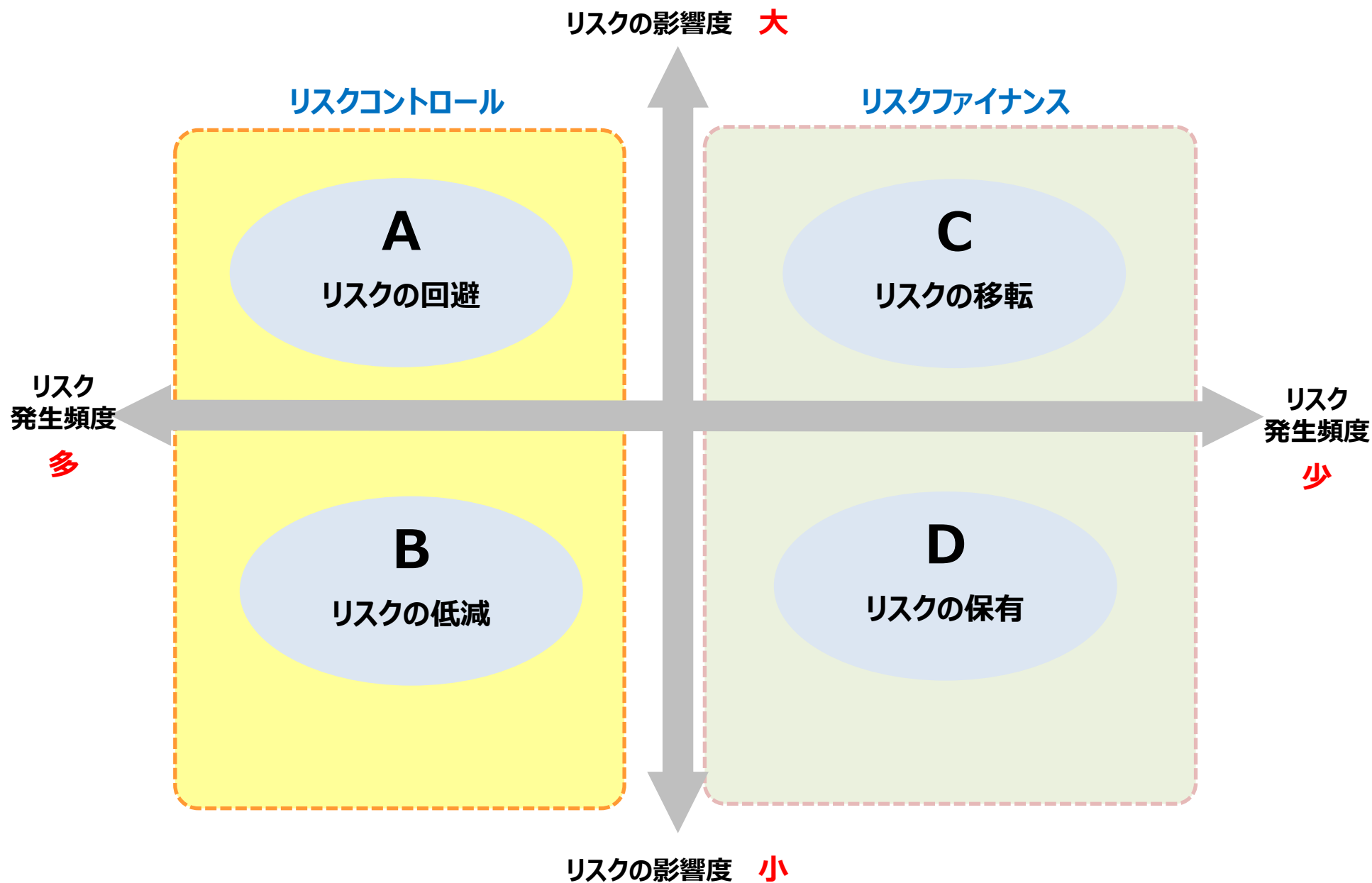
税理士職業賠償責任保険の補償範囲に注意

税理士職業賠償責任保険の補償範囲を認識し、自社業務の範囲と比較を行い、保険でカバーされていない範囲を認識することが重要。



自社の業務範囲の中で、税理士賠償責任保険でカバーされていない業務がないか、認識することが重要。

リスク処理方法のマトリックス



税理士事務所の賠償リスクに関するチェックポイント

- ☐ 加入中の税理士職業賠償責任保険の支払限度額を超過する大きな損害賠償請求への備えは必要か？
- ☐ 加入中の税理士職業賠償責任保険では対象とならない業務を行っていないか？
行っている場合、その業務に関わる損害賠償請求への備えは必要か？
- ☐ 別法人も含め、自社の提供するサービスに適したリスク対策を行っているか？
- ☐ サービス提供を行っているのは、日本のみか？海外での訴訟対策は必要か？

- 給与計算サービスを行っているが、給与計算業務の過失により、顧客から再計算や従業員への再通知にかかった費用を損害賠償請求された。
- 事業継承に関するアドバイスにミスにより、スキームの再構築による追加費用が発生したとして顧客から損害賠償請求された。
- 3億円の支払限度額で協会保険等に参加していたが、5億円の訴訟が提起され、敗訴した。
3億円を超える部分に自己負担が生じた。